

収 入

印 紙

○印 沖縄県立はなさき支援学校スクールバス賃貸借及び運行業務契約書（案）

はなさき支援学校スクールバス賃貸借及び運行業務について、沖縄県立はなさき支援学校 校長 井手 一宏（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは次の条項により単価契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、幼児児童生徒の通学等の便宜と安全を図るため、乙が所有する自動車（以下スクールバスという）を賃借及び運行業務を委託し、乙はこれを賃貸し受託する。

2 乙は、契約期間中、甲の指示に従い別紙仕様書に基づき運行し、スクールバスの登校時の運行に際し、次条に記載する業務を誠実に遂行しなければならない。

（運行業務内容）

第2条 運行業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）運行計画に基づき業務を遂行する。
- （2）賃貸自動車の運転（燃料の給油、臨時便、法定点検時等の運転も含む）
- （3）燃料（油脂）等の給油及び購入
- （4）タイヤの交換及び購入
- （5）備品・消耗品の補充交換・保管管理
- （6）車両管理業務（管理車両の保清・整備・修理、始業終業点検、車検、法定点検等）
- （7）自動車等運行管理簿、運行前点検簿、車両管理運行実績報告書記入による運行業務の報告
- （8）事故・故障等に対する処理及び補償に関する一連業務
- （9）緊急時、雨天時等の介補助業務
- （10）その他、前各号に付帯する事項

（契約期間）

第3条 賃貸借期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。年間運行予定日数は197日とする。

※自然災害その他事由により授業日数の変動が生じた場合、運行日数に変更の可能性はある。

本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約である。契約締結後の翌年度以降において、当業務にかかる予算の増減または削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

（賃貸借料単価）

第4条 本契約に基づく賃貸借料単価は以下のとおりとする。ただし、消費税は含まれないものとする。

	運行コース	1 日 の 便数	便数内訳	バス種別	年間運行 予定日数	賃貸借料単価
1	中北	1	登校時	大型又は中型	197日	円

注1バス仕様書の詳細は別紙「沖縄県立はなさき支援学校スクールバス賃貸借及び運行業務仕様書」とおり

注2 賃貸借料の単価は1日当たりの額

(契約代金の支払及び算出方法)

第5条 乙は、月の初日から末日までを1月として、毎月15日までに賃貸借料単価に前月分の運行日数を乗じて算出した金額に当該代金額の100分の10に相当する消費税を加算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を請求書及び車両管理運行実績報告書により甲に請求するものとし、甲は乙から適法な支払請求書を受領後、翌月末日までに乙の指定する銀行口座等に振り込むものとする。

2 交通状況（渋滞や交通規制等）や台風等自然災害に起因する基本管理時間及び走行距離の変更による賃貸借料の増減はないものとする。

3 台風等自然災害・感染症対策に起因する休校により、スクールバスが運休となった場合、賃貸借料は発生しないものとする。

4 消費税及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、甲乙協議し変更契約書をもって、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。

(契約保証金)

第6条 財務規則第101条の規定による。

(基本運行時間外の運行)

第7条 第5条2項の事由以外による基本運行時間外の運行については、甲乙協議のうえ決定する。

(通常運行日外の運行)

第8条 運行日外とする日は、日曜日、土曜日、祝日、学校の休校日等とする。

(学校の年間行事計画表により当該日が登校日に指定されている場合を除く)

2 通常運行日外における臨時便の運行については、甲乙協議のうえ決定する。

(費用負担)

第9条 賃貸借車両に係る公租公課、試走、その他一切の賦課金及びスクールバス運行に要する費用は乙の負担とする。

(賃貸借料の変更)

第10条 この契約期間中に、前条における管理自動車の変更、公租公課の変更（消費税を除く）等の事情が生じて、賃貸借料の変更はないものとする。

2 この契約期間中に、外部要因等により本契約締結時の想定を上回るコスト上昇が生じた場合は、同条前項に係る賃貸借料の変更について、甲及び乙は協議を行うものとする。

(管理自動車の変更及び代替車両の措置)

第11条 乙は、この契約期間中に契約に定める賃貸自動車を変更しようとするときは、あらかじめ甲に通知しなければならない。

2 乙は、乙の責めに帰すべき事由により運行に支障が出る可能性がある場合は、代替車両について速やかに甲と協議するものとする。代替車両を乙が措置した場合、乙は、第4条の賃貸借料以外に代車等に係る費用を甲に対して別途請求することはできない。また、甲が措置した場合は、その費用を負うものとする。

3 乙が措置する代替車両は仕様書を満たしているものとする。

(運行管理責任者及び運行管理者)

第12条 運行管理責任者は、乙の運行業務実施の責任者であり、甲の注文、連絡等を受け、運行管理者に対する日常業務の指示、指揮命令に当たる。

2 運行管理者は、運行管理責任者の指示、指揮命令に基づき運行業務を実施する。

3 甲は、運行管理責任者又は運行管理者が不適当であると認めたときは、乙に対し理由を付してその者の変更を求めることができる。

4 運行管理責任者は運行業務を行うに当たり、甲の注文が安全運行上支障あると認めるときは、甲に対し、理由を付してその改善を求めることができる。

(善管注意義務)

第13条 乙は、運行業務を行うに当たっては、道路交通法、道路運送法、道路運送車両法等の運送に係る各種法規、労働基準法、労働安全衛生法、雇用保険法等の労働及び社会保険に係る各種法規を遵守するとともに、運行管理責任者及び運行管理者の適正な配置、指揮監督及び教育指導を行い、善良な管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第14条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認められるときは、乙に対して運行業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第15条 乙は、使用料及び賃借料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、運行業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 運行業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に運行業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を運行業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(事故等の報告及び処理)

第16条 乙は、運行業務の実施中に事故等が生じたときは、速やかにその旨を甲に報告し、甲と協議の上事故処理等に当たるものとする。

(秘密漏洩の防止及び個人情報の保護)

第17条 甲乙双方は、この契約に定める運行業務の遂行上及びこれに関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。特に乙は、あらかじめ運行管理責任者及び運行管理者に、秘密漏洩の防止について十分に教育するものとする。

2 乙は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(賃貸自動車の現状確認等)

第18条 乙は、運行業務の満了日においては、次回からの正常な運行開始のため入念な点検整備を行い、必要消耗品等の交換を行うものとする。

(引き継ぎ)

第19条 乙は、契約者が変更になった場合、車両の点検整備・操作方法等に際し必要な事項について、書面により十分な引き継ぎを行うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(損害賠償)

第21条 乙は、次の事由が生じたときは直ちに損害を賠償しなければならない。

(1) 乙が運行業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 次条第1項の定めによりこの計画が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、賃貸自動車に係る自動車保険の対象となる対人、対物、搭乗者及び自動車(車両)の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用及び一連の処理業務の責任を負う。

3 次条第2項の定めによりこの契約が解除された場合において、解除された者は、その相手方に与えた損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、いつでもこの契約を解除することができる。

(1) 乙が行う業務が、著しく不誠実であると認められ、またはこの契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。

(3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。

(4) 契約締結後の事情により、業務を継続する必要がなくなったとき。

(5) 予算の減額又は削除があった場合に、予算の範囲内における変更契約を甲乙協議し、合意に至らず本契約の継続が困難であると判断される場合。

2 甲は第1項第1号から第3号までの定めにより本契約を解除する場合は、違約金

として第4条第1項に定める契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。
ただし、履行済みの分に相当する金額は違約金の計算に算入しないものとする。

- 3 甲は、前項第4号の定めにより、本契約を解除しようとするときは、乙に対しその旨を2ヶ月前に通知しなければならない。
- 4 甲は、前項第5号の定めにより本契約を解除しようとする時は、予算の範囲内における契約内容の変更等について、甲乙協議した上で合意に至らず本契約の継続が困難と判断される場合に限る。
- 5 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第23条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。))及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。))並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条の各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第24条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(特約事項)

- 第25条 この契約に定めがない事項で約定する必要事項が生じたときは、甲乙協議のうえ別に約定するものとする。

(協議事項)

第26条 この契約の条項について解釈上疑義が生じた事項及び契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県中頭郡北中城村字屋宜原415番地
 沖縄県立はなさき支援学校
 校長 井手 一宏

乙